

## 射撃教習受講資格認定証の有効期間を定める規則

昭和55年11月21日  
公安委員会規則第4号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の5第2項の規定による認定証の有効期間は3月とする。